事務局からのお知らせ

「よろず相談」をご利用ください

毎週火曜日・木曜日に事務所で実施している「よろず相談」は、年末調整・青色申告決算書・確定申告書および消費税申告書作成の繁忙期になりますので、令和8年1月7日（水）～3 月 11日（水）の期間は火曜日・水曜日・木曜日の3日間に拡大し、指導員も増員して予約制で実施します。また、3月 16 日（月）は特設でよろず相談を実施し、ご自分で署へ提出（最終日）となります。指導会実施日（別紙日程表参照）は「よろず相談」は休ませていただきます。また、「ブルーリターン A」の利用者増加に対応し指導員を増員し、会員サービスの向上を図ります。「ブルーリターン A」の入力チェック・決算処理・「e―Tax」送信補助も含めて多数の皆様の早めのご利用をお待ちいたします。

～ 控除額の大幅改正について ～

1 給与所得控除額の拡大

給与所得控除額は、最低保証額を 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げられ、また、65 万円の所得控除額を給与収入金額の 190 万円未満までに拡大する。

2 基礎控除額の引き上げ

基礎控除額は現行の 48 万円から 58 万円に 10 万円引き上げる。この基礎控除額 10 万円と上記の所得控除額 10 万円の引き上げにより合計 20 万円の控除額が増加します。これにより、課税最低限額（ボーダーライン）は 103 万円から 123 万円に変わります。

3 基礎控除額の「上乗せ特例」

合計所得金額 132 万円以下の所得者につては、基礎控除額 58 万円に 37 万円が上乗せされ最大 95 万円の基礎控除額になります。これにより、課税最低限額（ボーダーライン）は 160 万円になります。さらに、令和 7 年・8 年分のみ合計所得 132 万円超 655 万円以下の場合には、58 万円の基礎控除額にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円の基礎控除額が上乗せ加算されます。

4 特定親族特別控除の創設

①特定親族とは、合計所得金額が 58 万円以下（給与収入 123 万円以下）の特定扶養控除要件を拡大し、新たに生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者・青色事業専従者を除く）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（給与収入金額 123 万円超 188 万円以下）に人が対象になります。

②特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高 63 万円の特定親族特別控除額が創設されました。

※上記の税制改正は、12月末の年末調整、2月からの確定申告から適用されます。改正内容を十分確認のうえ、誤りの無いようよろしくお願いいたします。特に、今回の改正では課税所得金額が最大で57万円が減額されますので、年末調整では多くの方々が税額還付の対象となります。そのためにも、必ず年末調整と確定申告をお忘れにならないよう重ねてよろしくお願いいたします。